

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民健康保険関係事務(資格・給付) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、国民健康保険関係事務(資格・給付)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

岡山県総社市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	国民健康保険関係事務(資格・給付)
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③オンライン資格確認の準備事務
③システムの名称	国民健康保険システム、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、国保総合システムおよび国保情報集約システム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
被保険者台帳情報ファイル、給付情報ファイル、賦課情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	<資格・給付事務> 番号法第9条、同法別表第一第30項、内閣府・総務省令第5号第24条 <オンライン資格確認の準備事務> 番号法第9条第1項、同法別表第一第30項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<資格・給付事務> 番号法第19条第8号、同法別表第二第42項、第43項、第44項、第45項、及び情報提供者が市町村長となる国民健康保険の資格・給付関係情報各項 <オンライン資格確認の準備事務> 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉部 健康医療課
②所属長の役職名	課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課行政係 (TEL.0866-92-8218)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 保健福祉部健康医療課保険年金係 (TEL.0866-92-8257)

# II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	-	-	事後	様式変更による
令和2年2月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③オンライン資格確認の準備事務	事前	令和3年3月から本格的に開始されるオンライン資格確認の準備のため所要の変更を行うもの
令和2年2月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、国保総合システム、保険者ネットワーク制御システム、岡山県国保情報ネットワークシステム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	令和3年3月から本格的に開始されるオンライン資格確認の準備のため所要の変更を行うもの
令和2年2月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条および別表第一第30項、並びに内閣府・総務省令第5号第24条	<資格・給付事務> 番号法第9条、同法別表第一第30項、内閣府・総務省令第5号第24条 <オンライン資格確認の準備事務> 番号法第9条第1項、同法別表第一第30項、番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	令和3年3月から本格的に開始されるオンライン資格確認の準備のため所要の変更を行うもの
令和2年2月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 同法別表第二第42項、第43項、第44項、第45項、および情報提供者が市町村長となる国民健康保険の資格・給付関係情報各項目	<資格・給付事務> 番号法第19条第7項、同法別表第二第42項、第43項、第44項、第45項、及び情報提供者が市町村長となる国民健康保険の資格・給付関係情報各項目 <オンライン資格確認の準備事務> 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	令和3年3月から本格的に開始されるオンライン資格確認の準備のため所要の変更を行うもの
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<資格・給付事務> 番号法第19条第7項、同法別表第二第42項、第43項、第44項、第45項、及び情報提供者が市町村長となる国民健康保険の資格・給付関係情報各項目 <オンライン資格確認の準備事務> 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	<資格・給付事務> 番号法第19条第8号、同法別表第二第42項、第43項、第44項、第45項、及び情報提供者が市町村長となる国民健康保険の資格・給付関係情報各項目 <オンライン資格確認の準備事務> 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	最新情報に更新したことによる